

「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の運用について」の改正に関するQ&A

平成19年11月

副生成物として他の化学物質に微量含有される第一種特定化学物質の取扱いに係る考え方を明確化する観点から、平成19年10月15日付けで「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の運用について」（以下「運用通知」という。）を一部改正し、3-2の規定を追加したところです。本改正について、より正確な運用を期すため、よくある質問とその回答を作成しましたので公表します。

（運用通知3-2の考え方について）

Q1：運用通知3-2の、「…その含有割合が工業技術的・経済的に可能なレベルまで低減していると認められる」には、どうすればよいのですか。

A1：製造・輸入事業者は、副生事案が判明した時点で、第一種特定化学物質の副生のメカニズム、副生量、低減方策、最終用途、副生によるリスク等の情報に基づき、第一種特定化学物質が工業技術的・経済的に可能なレベルまで低減していることを確認し、又は低減するための方策を検討して、厚生労働省、経済産業省及び環境省（以下「3省」という。）に相談してください。なお、「副生によるリスク」の情報とは、当該副生成物による環境の汚染を通じた人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息若しくは生育に支障を及ぼすおそれがないことを判断するために必要なものを想定しています。

これらの情報を基に「…認められる」場合は、当該副生成物は第一種特定化学物質としては取り扱わないこととなります。

Q2：ヘキサクロロベンゼン（HCB）以外の第一種特定化学物質が副生していることが判明したのですが、3省に相談する必要はありますか。また、個別にBATレベルが設定されるのですか。

A2：3省に相談してください。HCBが副生している場合を含めて、新たな第一種特定化学物質の副生事案があった場合は、3省において、その状況に応じ、取扱いを個別に検討することとします。

Q3：副生HCBを150ppm含有しているテトラクロロ無水フタル酸（TCPA）を輸入しようと考えている輸入事業者ですが、3省に相談した方がよいのでしょうか。

A3：副生HCBを含有する顔料等（TCPAを含む。）の取扱いにつきましては、平成19年10月15日付け「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の運用について」の改正に伴う副生ヘキサクロロベンゼンを含有する顔料等の取扱いについて（お知らせ）」のとおりです。TCPAの輸入事業者は、輸入開始前に自主管理上限値を設定し、3省に連絡してください。なお、このケースについては、自主管理上限値が予定されている基準値である200ppmを超えていなければ輸入実績の定期報告は不要です。

Q4：副生HCBを含む顔料で着色されたペレット状の樹脂を輸入しようと考えていますが、自主管理上限値を設定した方がよいのでしょうか。

A4：樹脂中のHCBの含有割合を推定又は分析し、顔料について設定された基準と照らし、適切な含有割合であれば自主管理上限値の設定は不要ですが、その含有割合を維持又は更に低減できるよう事業者において必要な管理を行ってください。そうでない場合は、自主管理上限値を

設定してください。

Q 5 : 自主管理上限値の設定に係る様式はありますか。

A 5 : 様式は特に決まっていますが、運用通知 3-2 に該当するかどうかの判断を行うために必要な情報（少なくとも副生第一種特定化学物質の名称、当該物質を含む化学物質の名称及び自主管理上限値）については記載していただく必要があります。

(原料用途について)

Q 6 : 副生成物として第一種特定化学物質 A を含む化学物質 B を原料として用いて、国内で新たに製造する化学物質 C に含まれている当該副生成物についても、第一種特定化学物質として取り扱うことになるのでしょうか。

A 6 : 副生成物として第一種特定化学物質 A を含む化学物質 B は、その製造・輸入の際に運用通知 3-2 に該当している必要がありますので、運用通知 3-2 に該当しない化学物質 B が国内に流通することは無いと考えています。このため、当該化学物質 B を原料として用いて国内で新たに製造する化学物質 C の製造工程で第一種特定化学物質 A が副生していなければ、当該副生成物は第一種特定化学物質としては取り扱いません。